

令和 5 年度 就学援助制度のお知らせ

柏市では、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、小中学生のお子様の就学に関する費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

制度を利用したいかたは、このお知らせをお読みのうえ、お申し込みください。

【申請は年度ごとに必要です！】就学援助制度は年度ごとに認定されます。既に認定となっている方も、引き続き利用を希望する場合は、必ずお申し込みください。

1 就学援助が受けられる方

柏市、我孫子市、流山市、野田市、松戸市に住所のある児童生徒の保護者のかたで、次のいずれか一つに該当する場合は、柏市で就学援助を受けることができます（住所がその他の市区町村の場合は、裏面連絡先までお問い合わせください）。

- 1

生活保護を受けている小学校 6 年生または中学校 3 年生のいる世帯（修学旅行費のみ援助します。就学援助受給申請書の提出は不要です。修学旅行前に振込口座の確認を行います）。
- 2

生活保護の停止や廃止などで学校へ納付する費用の負担が困難になった場合。
- 3

児童扶養手当（ひとり親家庭、親以外のかたが養育者の家庭が対象の手当）を受給している場合。
- 4

生活保護に準ずる程度の収入（世帯の前年の収入額が下表程度）のため生活が困難な場合。

※前年の収入額が下表を超えるが、令和 5 年 1 月以降に失業、転職、病気等の理由により現に生活が困難となっている場合も審査により就学援助が受けられる可能性があります。

※現在、就学援助を受ける必要のない方も、年度途中で失業、転職、病気等の理由により著しく収入が減少し、就学が困難になった場合には、随時申請が可能です（令和 6 年 3 月 1 日まで）。

2 認定基準額の例

世帯構成	世帯全員の総収入額	
	持ち家または同居	借家
大人 1 人 小学生 1 人	約 2 1 8 万円	約 2 8 8 万円
大人 1 人 小学生 2 人	約 2 9 9 万円	約 3 6 9 万円
大人 1 人 小学生 1 人 中学生 1 人	約 3 2 0 万円	約 3 9 0 万円
大人 1 人 中学生 1 人	約 2 3 9 万円	約 3 0 9 万円
大人 1 人 中学生 2 人	約 3 4 1 万円	約 4 1 1 万円
大人 2 人 小学生 1 人	約 2 9 1 万円	約 3 6 1 万円
大人 2 人 小学生 2 人	約 3 5 5 万円	約 4 2 5 万円
大人 2 人 小学生 1 人 中学生 1 人	約 3 7 6 万円	約 4 4 6 万円
大人 2 人 中学生 1 人	約 3 1 2 万円	約 3 8 2 万円
大人 2 人 中学生 2 人	約 3 9 6 万円	約 4 6 6 万円

※認定基準額は、世帯構成（人数・年齢等）や持ち家・借家等によって異なります。表は母子加算を除いた目安額です。

※世帯全員の総収入額とは、就学援助を申請した年の前年の家族（世帯）全員の所得控除前の賃金等の支払い金額の合計のことです（手取り額ではありません）。

3 申請方法

【紙で申請】	【オンラインで申請】
①「令和5年度就学援助受給申請書」を記入 ② 学校へ提出 提出期限：記入後即時	※申請理由等により、オンラインで申請できない場合があります ※お早めの申請手続きをお願いします。 ①スマートフォン/PCから申請フォームへアクセス ②必要事項を入力し、送信 ③受付完了メールが届いたことを確認 申請期限：令和5年4月25日（火）

●注意事項●

- ✓申請理由によって必要な添付書類があります（詳しくは申請書をご確認ください）。また、審査のために別途必要な書類があるときは、後日提出をお願いすることがあります。
- ✓収入・所得の有無に関係なく、事前に所得税・住民税の申告または年末調整を行ってください
- ✓1つの学校で1枚の申請書が必要です。小学生と中学生のお子さんがいるなど、通っている学校が異なる場合は、それぞれの学校へ申請書を提出してください。

4 結果通知・振込

- (1)審査の結果を、後日学校を通じてお知らせします（収入審査の方の認定は6月中旬以降です）。
- (2)提出期限までに申請した方で、1学期中に結果通知がない場合には、お問い合わせください。
- (3)認定されたかたには、各支給時期に就学援助費を振り込みます。
 ※学校納付金の滞納等がある場合には学校長口座に直接振り込むことがあります
 ※支給予定時期は、個別の審査状況により、前後する可能性があります
 ※生活保護受給状況、世帯状況や振込口座等、申請内容に変更があった場合は必ずご連絡ください
- (4)年度途中の申請の方は、申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合はその月）から就学援助の対象になります。

5 就学援助費の内容

※令和5年3月の柏市議会で予算が可決された場合の内容

支給項目	小学校	中学校	支給予定時期
新入学学用品費（新1年生で4月認定者のみ、前年度に入学準備金の支給を受けたかたを除く）	51,060円	63,000円	1学期学用品費と同時支給
学用品費（新1年生）	年額13,230円	年額25,040円	各学期（7月、10月、2月を予定）
学用品費（新1年生を除く）	年額15,500円	年額27,310円	
クラブ活動等費	年額4,000円	年額7,000円	
修学旅行費（該当学年で実施前の認定者のみ）	実費（見学料は上限額3,000円）	実費（見学料は上限額5,500円）	実費確認後、2学期以降に支給
校外活動費（林間学校）（該当学年で実施前の認定者のみ）	実費（見学料は上限額2,000円）	実費（見学料は上限額5,500円）	
入学準備金（9月～3月に認定中の小6のみ）	60,000円		2学期学用品費と同時支給
P T A会費	実費		3学期学用品費と同時支給
給食費	免除		
医療費	学校保健安全法で定められた疾病（虫歯、中耳炎、結膜炎など）について、学校から治療指示があった場合、治療費（保険診療の自己負担分）が援助されます		

※小学校入学予定者（年長園児）のための入学準備金は、小中学生とは別の申請書が必要です（用紙配付は11月を予定）。

※その他、日本スポーツ振興センター災害共済の掛金が免除されます。